



共同利用計画の作成をお願いします

福島県では、外来医療機能の偏在を是正することを目的として「福島県外来医療計画」を策定し、医療機器の効率的な活用を進めることとしています（令和2年4月～）。

医療機器を新規購入（更新・リース等含む）される医療機関におかれては、以下の内容をご確認の上、医療機器の共同利用に係る計画（共同利用計画）の作成・提出をお願いします。

対象者

対象医療機器を新規購入する県内の病院・診療所（歯科診療所を除く）

対象医療機器

・CT ・MRI ・PET ・マンモグラフィ
・放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）

提出手続き

提出書類：「医療機器の共同利用計画」

※様式は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/gairai2024.html>

提出先：医療機関所在地を所管する保健所

提出期限：設置後おおむね1か月以内

手続きの流れ

「医療機器の共同利用計画」の作成・管轄保健所への提出

各地域の協議の場（地域医療構想調整会議）で確認
※共同利用を行わない場合は、共同利用を行わない理由を購入者に確認します。

協議結果の公表

稼働状況報告について

地域の医療資源を可視化する観点から、令和5年4月1日以降に共同利用の対象となる医療機器を新規購入した医療機関は、医療機器の稼働状況について報告することとなっています。

令和5年4月1日以降に共同利用対象の医療機器を購入した医療機関におかれては、毎年度、稼働状況報告書の作成・提出をお願いします。

提出書類：「医療機器稼働状況報告書」

※様式は共同利用計画と同じウェブサイトからダウンロードできます。

提出先：医療機関所在地を管轄する保健所

提出時期：毎年10月～11月（予定）

- 共同利用には、連携先の医療機関による機器利用、連携先の医療機関からの患者の受入れ、画像情報及び画像診断情報の提供などが含まれます。
- 共同利用の相手方を決めずに共同利用を行う場合（共同利用は行うが相手方が未定の場合）は、「共同利用を行う相手方の医療機関は特に決まっていない」欄を使用してください。
- 共同利用を行わない場合でも作成・提出をお願いします。なお、共同利用を行わないことによる罰則等はありません。
- 既存の医療機器については、更新時に共同利用計画の作成・提出をお願いします。
- 購入者の地域医療構想調整会議への出席は必須ではありませんが、出席をお願いする場合や追加の説明の提出をお願いする場合があります。